

第10回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：平成28年3月17日（木）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第5会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、マスコミの頭撮りについて説明。新規参加となった市民メンバーと代理出席者紹介。配布資料の確認や進行説明を行うとともに海水浴場ルールを5月初旬の検討会までにはまとめていきたい旨の説明。

2 議題

（1）平成28年度海水浴場ルールの検討・協議

- ◆ 議題に入る前に、座長から、市長が平成28年度施政方針及び予算提案説明にて、逗子海水浴場の営業時間について言及したため、その読上げを行った。「海の家」の営業時間については原則18時30分までとするものの、逗子海水浴場の運営に関する検討会の報告書を踏まえて、土・日・休日及びお盆期間の平日5日間については20時までの営業時間延長を認め、さらに市及び観光協会等が企画するファミリービーチにふさわしい集客イベントを平日夜間に開催する場合には特別に20時までの営業を許可することとする。」
- ◆ 座長から事務局に2016年度（平成28年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）及び逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表について説明を求めた。
- 平成28年度施政方針に基づいて海の家の営業時間を変更した。また、海水浴場開設期間等についてもマリンスポーツイベント等の影響もあり変更を行っている。他にも昨年の実態に合った内容や検討会で議論が交わされた内容について修正を行った。また海岸組合の提案を受けて違反行為に対する処分について新たに「注意書の発行」及び「海の家のチェックリスト」を作成した。
- ◆ 座長から逗子海水浴場事業者・利用者ルールは風紀の乱れ・治安の悪化の防止をするために作成するものであり、海岸組合の営業の制約をするだけの問題ではないことを再確認した上で各メンバーに1ページから順に意見を求めた。
- 1ページにおける建築期間の表記について、変更により期間が短くなったため、簡易な内装作業について建築期間と切り分けるという配慮をいただきありがたい。（海岸組合）
- 3ページの工事関係者の注意事項に富士見橋の道路での荷物の積み替えをしないよう記載してもらいたい。幼稚園のバスなども通り危険であると思う。

- 駐車場の確保などに努めるよう案内はしていきたい。(海岸組合)
- どの工事現場でも発生してしまっていることであり、やめさせることは難しいと思う。その期間のみ、新宿滞水地を利用するなども検討してはどうか。
- 新宿滞水地の利用についてはパブリックコメントや住民による意見書などで反対の意見も挙がっている中でいかななものか。新宿会館横の空き地を利用してはどうか。
- 往来が多い中で危険だと思うので賛成できない。
- ◆ 特定の道路に関する部分のため、ルールに記載すべきでないとの意見が多く、案から変更しないこととなった。
- 4頁目の砂浜の釘や針金の撤去について「できるかぎり」という表現をあえて使う必要はないと思う。
- 過去の残留物があるからこそ、混同しないように表現を入れたもののため、問題ないと思う。
- 事務局の考えとしては、断定的な記載をすることで、判断の難しい状況の際にルール違反の是非を言及することのないような配慮であると考え。(座長)
- 最後に占用箇所についての全面撤去と原状回復が記載されているので、それでいいのではないか。
- ◆ 4頁目についても、案から変更しないこととなった。
- 6頁目の営業時間について、市長の判断に対して納得ができていない。今年度同様の営業時間についてはやむを得ないという考えであったが、更に海水浴場活性化イベントをする平日を認めることで、なし崩し的に全日 20 時までの営業ということもあり得てしまう。海岸組合はルールを今年度も守れていないにも関わらず、営業時間の延長には反対である。
- 利便施設として、遅くまでいる利用者のためにも本来は全日延長を認めていただきたい中、現状のルールに従って運営している点もご配慮いただきたい。(海岸組合)
- 海水浴場の開設時間は 17 時であり、海水浴客としての定義は 17 時までと考えられる。
- 検討会は市長の決定に異を唱えて変えさせる場ではないことを再確認してもらいたい。(座長)
- 検討会での意見が反映されていない決定を市長がするのであれば、検討会の存在意義はどうなるのか。なお、提出された検討会報告書は読んでいない。
- 今回の修正案は、提出した検討会報告書と異なっているようなルール案ではないと思う。
- 検討会報告書の内容が基本的に反映された内容となっていると思うし、海岸組合はこのルールの他にもゴミの問題についてもできる範囲での対応をするとも言ってくれていることも受け、地元から特に反対の意見は上がっていない。
- 土日祝日は全日の 3 分の 1 程度であり、その中でルール遵守し営業するという姿勢を尊重してあげるべき。

- 今年度は国道の岸壁にボルトを打ち込んでいるなどのことがあり、海岸組合のことをまだ信頼できていないことを再度述べておく。
- ◆ 営業時間について、案から変更しないこととなった。
- 7頁の組合指定のスピーカーの位置・向きとはどのようなものか。
- 海岸組合からは店の方へ内向きにすると聞いている。また、固定をして外に音が漏れ出ないようにするとも聞いている。(事務局)
- 今年度は組合員が音量に関して注意を払うように意識づけができ、道路沿いの住宅から苦情もなくなったと考えており、引き続きルールを遵守していく。(海岸組合)
- 重低音を発生させないように配慮してもらいたい(座長)
- ◆ 内容について、案から変更しないこととなった。
- 10頁について海岸組合に対してどこまでルールを厳しく設定すればいいのか。一部問題はあったが、道路向かいの住宅街から騒音の苦情も来ていないと聞くうえ、ゴミについても様々な取り組みをしている中で、近隣住民からも歩み寄りがあってもいいのではないか。
- 注意書の管理や発行する方法などについてより内容を詰めた方がいい。
- 警備員が一番中立な立場になると考えられるので、主観が入らないようなチェックリストを作成し、腕章を付けた検討会メンバーが警備員に同行してチェック項目を確認するようなイメージで作成している。(事務局)
- 減点や営業停止でなく、あくまで注意・指摘であるため、それを表に出すようなものでもないと考えられる。(座長)
- チェックリストの内容は主観に左右されるものが多く、検討会メンバーが注意書を発行する責任を負うのは適当でないと思う。
- 腕章を付けた検討会メンバーと限定しており、任意と受け取れるため、問題ないと考えられる。
- 任意と言う記載をしておくべき。今までの状況を理解している検討会メンバーがチェックをすることは必要なことであると思われる。
- 注意書を発行する責任者は市にまとめた方がいいのではないか。
- 検討会メンバーはマナーアップ警備員と同行してチェックすれば、注意・指摘について自身でもできるし、マナーアップ警備員に任せることもできる。
- 実際注意・指摘を受けることとなる海岸組合はどう考えているか。(座長)
- 本来は海岸組合でやらなければいけないことを市や検討会の方々に代わりに行っていると認識し、納得している。逗子全体で一つになってより良い海水浴場を作っていきたい。(海岸組合)
- ◆ 「腕章を付けた検討会メンバー」という部分に「任意の」という表現と「マナーアップ警備員と同行して」という表現を追加することとなった。
- 同頁のチェックリストの内容における利用者の酒の持ち出しについて「海岸組合が提

供した容器等」とあるが、この表記だと缶などであれば提供してもいいように読めるので修正してもらいたい。

- ◆ 「海岸組合が提供した酒類」と表記することとなった。
- 10 頁の「通報あった際の対応フローチャート」に市民の通報が市に向かっていないのは海水浴場の開設者として責任を感じられない。
- ◆ 市民からの通報の矢印を逗子市と県にもつけることとなった。

(2) その他

- ◆ 座長から各メンバーに他に意見等があれば述べるよう求めた。
- 合同パトロールの必要を感じないので、取りやめてもらいたい。
- 海水浴場でラジオ放送を流してもらいたい。
- 逗子ビーチスプラッシュウォーターパークの安全対策について警察の所見を聞きたい。
- 海水浴場活性化イベントに対する費用内訳などを把握したい。
- 海水浴場期間の海岸における客層を定期的に調査してもらいたい。データに基づいた分析をすべき。職員によるアンケート調査などを行えばいいのではないか。
- 位置情報などを使った調査などの委託を検討しているが、経費が多くかかる。また、市職員がアンケート調査を行った場合に関しては精査されていない情報となってしまうため、公式なデータとして公表ができないと思われる。
- 3号通路の砂浜側に仏像があり、住民不安があるため、対応をお願いしたい。
- 海岸中央通路の水たまりが発生する構造への対応をお願いしたい。
- ◆ 座長から事務局に連絡事項を伝えるよう指示した。
- ◆ 次回の検討会について、4月上旬に開催する予定となった。

以上

出席者一覧

所属		職名	氏名	備考
公募の市民	市民メンバー		中尾 裕一	
			深澤 忠房	
			熊岡 寛展	
			菊井 健一	欠席
観光・商工団体	逗子市観光協会	事務局長	田代 朋子	
	逗子市商工会	副会長	三宅 譲	
	逗子市中央商店街連合会	会長	江原 浩	欠席
逗子海岸近隣 町内会・自治会	逗子市新宿自治会	会長	石井 康生	代理出席 東海 邦彦
	下桜山交友会	環境担当部長	菊池 伸介	欠席
	逗子6丁目の会	会長	徳本 恒徳	欠席
	逗子7丁目東自治会	顧問	菊池 俊一	
	逗子ニューライフ管理組合	組合員代表	角倉 信也	
児童・青少年 関連団体	新宿地区青少年育成推進の会	会長	安重 宣子	
	逗子市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	飯野 幸	
防犯団体	逗子市防犯協会	会長	和田 修芳	
海岸にて活動する 事業者	逗子海岸営業協同組合	代表理事	菊池 千春	
	逗子マリン連盟	代表	小林 伸之	
市職員	市民協働部	部長	森本 博和	欠席
その他市長が必要 があると認めた者	逗子サーフライセービングクラブ	顧問	歌代 光雄	
	逗子30'sプロジェクト		田中 美乃里	

オブザーバー	神奈川県逗子警察署	地域課長	前川 喜信	
	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	企画調整課長兼 商工観光課長	中羽 加代子	
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	生活衛生部長兼 環境衛生課長	奥津 幸夫	
	神奈川県横須賀土木事務所	許認可指導課長	大山 晃	
	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	主任主事	高辻 宏行	

事務局

所 属	職 名	氏 名
市民協働部	次長	高橋 佳代
経済観光課	課長	岩佐 正朗
経済観光課	経済観光係長	鈴木 仁
経済観光課	主事	山口 翔太郎